

九州大学大学院システム情報科学研究院共同教育研究施設使用規程

令和3年度九大規程第113号

制定：令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院システム情報科学研究院（以下「システム情報科学研究院」という。）における共同教育研究施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 施設は、別表のとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 施設は、次に掲げるシステム情報科学研究院の事業に供するために使用するものとする。

- (1) システム情報科学研究院の教育研究
- (2) 外部資金を獲得した優れた教育研究
- (3) その他システム情報科学研究院の教育研究の向上に資すると認められるもの

(管理責任者)

第4条 施設に管理責任者を置き、システム情報科学研究院長をもって充てる。

2 管理責任者は、施設の管理に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第5条 施設の運営その他必要な事項は、システム情報科学研究院に置くシステム情報科学研究院主任会（以下「主任会」という。）において審議する。

(使用資格)

第6条 施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業（システム情報科学研究院の専任の教員がその代表者であるものに限る。）を行う者
- (2) 管理責任者が必要と認めた者

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ所定の様式により、管理責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において、前項の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 前2項の許可は、主任会の議を経るものとする。

(使用期間)

第8条 施設の使用期間は、原則1年以内とし、年度単位とする。

2 使用期間を延長する場合は、1年ごとに更新し、5年を限度とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 前項にかかわらず、管理責任者が必要と認めた施設については、5年の範囲内において、使用期間の限度を定めることができる。

4 使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望する場合には、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。

5 前項の許可は、主任会の議を経るものとする。

(禁止する実験等)

第9条 使用者は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項又は第5項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）第4条に定めるP3レベル

ル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験

(3) 化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項までに定める物質を使用する実験

(4) その他管理責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等  
（適正使用）

第10条 使用者は、施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、使用者がこの規程及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命ずるものとする。

（使用料）

第11条 使用者は、許可された施設における使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、1平方メートル当たり年額10,000円とする。

3 前項について、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数（許可した日の属する月及び退去の日の属する月を含む。）を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

4 管理責任者は、特段の事情があると認める場合は、使用料を免除することができる。

（光熱水料等）

第12条 使用者は、使用を許可された場所において使用した電気料、上水道料、中水道（実験水）料、下水道料、ガス料及び電話料（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

2 管理責任者は、特段の事情があると認める場合は、光熱水料等を免除することができる。

（徴収等）

第13条 使用料及び光熱水料等（以下「使用料等」という。）は、それぞれ所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。

2 一度納付された使用料等は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できないときは、この限りではない。

（使用の終了）

第14条 使用者は、施設の使用を終了するとき、又は第10条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「設備等」という。）を原状に回復し、管理責任者の確認を経て速やかに退去しなければならない。

（成果報告）

第15条 使用者は、使用期間終了時に成果の概要を管理責任者に報告しなければならない。

（損害賠償）

第16条 使用者は、その責に帰すべき事由により設備等を滅失、破損又は汚損したときには、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第17条 施設の管理運営に関する事務は、工学部等事務部において処理する。

（補則）

第18条 この規程に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、主任会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

施設名称：ウエスト2号館

階数	部屋番号	面積 (㎡)
B1階	B106-1	132
	B106-2	34
	B106-3	24
1階	107	242
	108	58
	114	201
2階	203	38
	204	359
	206	237
3階	302	152
	303	45
	304	130
	305	154
	316-1	141
	316-2	15
	316-3	13
4階	411	398
	459	52
5階	506	152
	507	149
	508	126
	509	112
	510	124
	559	52
6階	604-2	113
	611	125
	625	45
	626-2	70
	656	52
7階	709	121
	755	52
8階	808	74
9階	911	113
	926	16
	958	52
10階	1006	112
	1054	52